

各位

浜松市産業部農地利用課長

**国営かんがい排水事業「三方原用水二期地区」の事業完了に伴う  
土地利用について（お知らせ）**

日頃より、農業振興地域制度及び農地利用についてのご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

土地改良事業の受益地は、公共投資を行う優良農地（農振農用地）であることから原則として転用することができません。土地利用の規制開始時期は、農業振興地域制度に関するガイドラインにより、土地改良事業等の実施が確定した時点からと明記されています。

なお、国営三方原用水二期土地改良事業が令和 8 年度に完了予定となっております。

記

**土地利用について（除外要件）**

農用地区域から農地を除外するためには、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく以下の要件を原則全て満たす必要があります。

- 1 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- 2 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- 3 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- 5 土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- 6 農業生産基盤整備事業完了後 8 年を経過していること

■農業振興に資する施設については、例外的に除外できる場合がありますので必ず事前にご相談ください。 【例】農家住宅、分家住宅など

浜松市 産業部  
農地利用課 農地活用グループ  
電話 053-457-2335